工場排水等の水質分析のご案内



工場排水や事業場排水を公共用水域に放流する場合には、水質汚濁防止法(以下、"水濁法"と略 記)に基づく定期的な水質検査が必要です。水濁法で定められた排水基準は、一律排水基準と呼ばれ、 有害物質項目(健康項目)に係る基準と生活環境項目に係る基準があります。健康項目は、有害物質を 排出するすべての特定事業場の排出水に適用されます。生活環境項目は、1 日の平均的な排水量が 50m3 以上の工場または事業場の排出水に適用されます。

☆濃度規制

- 一律排水基準:水濁法で定める全国一律の基準
- 上乗せ排水基準: 一律排水基準だけでは水質汚染防止が不十分な地域において、三重県生活 環境の保全に関する条例が、より厳しい基準を定めています。
 - ※三重県では、日排水量が 50m3未満の小規模事業場・未規制事業場についても、一部規制の対象となります。詳しくは三 重県HPにてご確認ください。

☆総量規制

総量規制基準: 濃度規制による基準だけでは、環境基準を達成することが困難な地域(伊勢湾 など)に排出水を放流水する場合は、一定規模以上の事業場に、総量規制基準が適用されます。



■ ご依頼の流れ

三重県環境保全事業団では、出張採水を含み、

様々な排水分析業務に対応いたします。

1. お問い合わせ (TEL059-245-7508)



試料採取についてのご相談



試料採取 ※必要に応じて



分析 ※項目に応じて1~3週間 4.



結果のご報告

(計量証明書等の発行)

- 一排水分析事例一
- 工場、事業場の排水
- 生活系排水
- ・浄化槽・し尿系排水
- 廃棄物処分場の浸出水
- ・医療系の特殊排水
- 実験・研究系の特殊排水 など



有害物質に係る排水基準(一律排水基準)

項目	基準	項目	基準
カドミウム及びその化合物	0.03 mg/L	1, 1, 1-トリクロロエタン	3 mg/L
シアン化合物	1 mg/L	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.06 mg/L
有機燐化合物	1 mg/L	1, 3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L
鉛及びその化合物	0.1 mg/L	チウラム	0.06 mg/L
六価クロム化合物	0.5 mg/L	シマジン	0.03 mg/L
砒素及びその化合物	0.1 mg/L	チオベンカルブ	0.2 mg/L
水銀及びアルキル水銀	0.005 mg/L	ベンゼン	0.1 mg/L
その他の水銀化合物		セレン及びその化合物	0.1 mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと	ほう素及びその化合物	海域 230 mg/L 海域以外 10 mg/L
ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/L	5 * * * * * * * * * * * * * * * * * * *	海域 15 mg/L
トリクロロエチレン	0.1 mg/L	ふっ素及びその化合物	海域以外 8mg/L
テトラクロロエチレン	0.1 mg/L	アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に 0.4
ジクロロメタン	0.2 mg/L		
四塩化炭素	0.02 mg/L		を乗じたもの、亜硝酸性 窒素及び硝酸性窒素の合
1, 2-ジクロロエタン	0.04 mg/L		主系及び明政任主系の日 計量 100 mg/L
1, 1-ジクロロエチレン	1 mg/L		g <u>m.</u> 100 mg/ L
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L	1, 4-ジオキサン	0.5 mg/L

※:基準は最大の値を示す。

生活環境項目に係る排水基準(一律排水基準)

項目	基準	項目	基準
水素イオン濃度 (pH)	海域 5.0~9.0	亜鉛含有量	2 mg/L
	海域以外 5.8~8.6	溶解性鉄含有量	10 mg/L
生物化学的酸素要求量(BOD)	160 (120) mg/L	溶解性マンガン含有量	10 mg/L
化学的酸素要求量(COD)	160 (120) mg/L	クロム含有量	2 mg/L
浮遊物質量(SS)	200 (150) mg/L	大腸菌群数	(3000) 個/cm³
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	5 mg/L(鉱油類) 30 mg/L(動植物油)	窒素含有量	120 (60) mg/L
フェノール類含有量	5 mg/L	りん含有量	16 (8) mg/L
銅含有量	3 mg/L	ツル3行星	

^{※:}基準は最大の値を、()基準は日間平均を示す。

三重県条例で定める上乗せ基準(第一種水域より抜粋)

項目	基準(新設の特定事業場)	基準(新設以外の特定事業場)	
適用排水量	50m³以上(ノルマルヘキサン抽出物質	400m³以上	
(1日当たりの平均的な排出水量)	含有量については 400m ³ 以上)	100111 (2).	
pH(海域に排出されるもの)	5.8以上 8.6以下(一)	_	
BOD(生物化学的酸素要求量)(mg/L)※1	25 (20)	65 (50)	
COD(化学的酸素要求量)(mg/L)※2	25 (20)	– (–)	
浮遊物質量(SS)(mg/L) ※2	90 (70)	90 (70)	
ヘキサン抽出物質(鉱油類)(mg/L)	– (1)	– (1)	
ヘキサン抽出物質(動植油類)(mg/L)	– (10)	- (-)	
フェノール類 (mg/L)	1 (-)	1 (-)	
銅含有量 (mg/L)	1 (-)	1 (-)	

※1: 畜産農業・毛紡績業系事業を除く全業種に係る基準

※2: 畜産農業系事業を除く全業種に係る基準

※3:基準は最大の値を、()基準は日間平均を示す。

当事業団では、水質調査以外にも様々な業務を行っております。ご質問、ご不明な点がございましたらお気軽にご連絡ください。

くお問い合わせ>

一般財団法人 三重県環境保全事業団 第一分析課 水質チーム 瀬古、木村 〒510-0304 三重県津市河芸町上野 3258 番地 TEL 059-245-7508 FAX 059-245-7516